

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料額計算書

提出者の氏名又は名称： \_\_\_\_\_

建築物等の名称： \_\_\_\_\_

	(※2)	(※3)	(※4)
<b>【1. 非住宅部分の床面積】</b>	①床面積	②開放部分を除いた部分の床面積	<b>B 評価対象床面積</b> (B=②-③)
<b>【イ. 新築】</b>	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )
<b>【ロ. 増築】</b> 全 体	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )
増築部分	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )
<b>【ハ. 改築】</b> 全 体	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )
改築部分	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )	(        m <sup>2</sup> )
<b>A 【2. 非住宅部分のエネルギー消費性能】</b>	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 … <b>ア. 標準入力法等</b> <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 … <b>イ. モデル建物法</b>		
<b>【3. 手数料額】 (※5)</b>	(        ,        円)		

( 記載にあたっての注意事項 )

- ※1 計画の変更及び軽微変更の場合の①～③及びBに記載する床面積は、変更に係る床面積を記載してください。
- ※2 「②開放部分を除いた部分の床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ※3 「③工場等部分の床面積」とは、建築物のうち、工場、危険物の貯蔵場、水産物の増殖場、倉庫その他これらに類するものの用途に供する部分であって、基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量の算定対象としない部分として市長が定めるものの床面積をいいます。
- ※4 **B** 「評価対象床面積」とは、「②開放部分を除いた部分の床面積」から「③工場等部分の床面積」を除いたもの（増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。）をいいます。
- ※5 **【3. 手数料額】** は、 **A 【2. 非住宅部分のエネルギー消費性能】** と **B 「評価対象床面積」** の区分に応じ、那覇市手数料条例に規定される手数料額（次ページ参照）を記載して下さい。

(参考) 表. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料額 (那覇市手数料条例より)

A 【2. 非住宅部分の エネルギー消費性能】	B 評価対象床面積 (㎡)	判定手数料 (円)	変更手数料 (円) 軽微変更証明手数料 (円)
<b>ア. 標準入力法等</b> ・ 基準省令第1条第1項第1号イに定める基準	(ア) 300 未満	215,000	107,500
	(イ) 300 以上、1,000 未満	269,000	134,500
	(ウ) 1,000 以上、2,000 未満	347,000	173,500
	(エ) 2,000 以上、5,000 未満	494,000	247,000
	(オ) 5,000 以上、10,000 未満	608,000	304,000
	(カ) 10,000 以上、25,000 未満	719,000	359,500
	(キ) 25,000 以上	820,000	410,000
<b>イ. モデル建物法</b> ・ 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準	(ア) 300 未満	83,000	41,500
	(イ) 300 以上、1,000 未満	106,000	53,000
	(ウ) 1,000 以上、2,000 未満	139,000	69,500
	(エ) 2,000 以上、5,000 未満	223,000	111,500
	(オ) 5,000 以上、10,000 未満	291,000	145,500
	(カ) 10,000 以上、25,000 未満	349,000	174,500
	(キ) 25,000 以上	410,000	205,000
<b>ウ. 標準入力法等, モデル建物法</b> ・ 法第35条第1項の認定を受けた法第34条第3項に規定する他の建築物に限る。	(ア) 300 未満	11,000	5,500
	(イ) 300 以上、1,000 未満	17,000	8,500
	(ウ) 1,000 以上、2,000 未満	27,000	13,500
	(エ) 2,000 以上、5,000 未満	77,000	38,500
	(オ) 5,000 以上、10,000 未満	121,000	60,500
	(カ) 10,000 以上、25,000 未満	152,000	76,000
	(キ) 25,000 以上	190,000	95,000